

令和 6 年度テレワーク施設利活用補助金募集要項

1 趣旨

令和 6 年度テレワーク施設利活用補助金の募集を本要項のとおり実施いたします。

※テレワーク施設利活用補助金について

県内テレワーク施設の機能向上及び付加価値の創出により、福島県のテレワーク環境のブランド力を底上げすると共に、テレワークをきっかけとした関係人口創出及び移住促進を図るため、テレワーク施設等運営者が主体的に行う、施設利用者と地域のつながり構築、施設利用者間の交流促進、県外在住テレワーカーを呼び込むためのイベント実施等の事業に要する経費に対して、補助金を交付するもの。

2 補助金の内容、要件等

「テレワーク施設利活用補助金交付要綱」及び「テレワーク施設利活用補助金実施要領」を御確認ください。

3 募集期間

令和 6 年 4 月 2 5 日（木）から令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）まで

※予算が上限に達した場合は、期限を待たずに募集を終了します。

4 申請等の流れ

(1) 計画書等の提出について

- ・本補助金の申請予定者は、事業開始予定日の 30 日前までに、下記 5 に定める書類全てを、下記 8 に記載している提出先まで提出してください。
- ・提出方法は、直接持参、電子メール又は郵送のいずれかとしてください。また、提出後に電話にて御一報願います。
(なお、郵送の場合はこちらに到達した時点で、提出されたものとみなします。)
- ・下記 5 に定める書類が全て提出されていない時点では、原則、当該計画書が提出されたものとはみなしません。また、期限内に全ての書類が提出されなかった場合、その時点で当該計画を不採択といたします。
- ・提出のあった申請予定者から順に審査を行いますので、採択状況により予算の上限に達した場合は、審査中であっても不採択となります。あらかじめ御承知おきください。

(2) 審査及び結果の通知について

- ・計画書等の提出から 1～2 週間以内を目途に、書面にて審査を実施し、採択・不採択を決定します。
- ・計画書等の提出から結果の通知までの間、追加資料の提出や補足説明を行うことについては、こちらから別途指示のある場合（軽微な修正や申請内容の確認等）を除き、原則として受け付けません。

- ・審査完了後、審査結果（採択もしくは不採択）を通知いたします。
- ・併せて、採択事業者に対しては、内示通知を行いますので、内示通知後、速やかに申請書を提出願います。
- ・採択に際して条件を付す場合（条件付き採択）は、条件の履行が確認できるまで内示を保留とします。また、審査結果通知日の翌日から起算して3営業日以内に条件の履行がなされない場合は、当該計画については不採択といたします。

(3) 申請及び事業開始について

- ・申請書の提出に基づき順次交付決定を行います。
- ・事業の着手（契約・発注行為や備品の購入など）については、交付決定後に行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

5 提出書類

下記の書類を提出してください。

- (1) 事業実施計画書及び収支計画書（第1号様式の別紙1、2）
- (2) 機械、器具及び備品等の購入に係るものにあつては、見積書等
- (3) 申請者の概要がわかる書類（県内の市町村が申請する場合は省略可）
- (4) 補助対象事業を実施する施設の概要がわかる書類
- (5) 補助事業の実施体制図
- (6) (委託料が含まれる場合)委託内容がわかる仕様書等
- (7) (支払予定価格が総額30万円以上(税込)の経費が含まれる場合)
2者以上の見積書
※単独随意契約をしなくてはならない場合は、見積書及び理由書（任意様式）
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) 申請者の口座情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座名義人、口座番号）が確認できる書類（県内の市町村が申請する場合は省略可）

6 審査項目

審査については、以下の項目に基づいて行います。

審査項目	審査基準
政策目的適合性	(1) 交付要綱別表第2に掲げる事業区分ア～エいずれかの内容を満たすものであり、具体的かつ矛盾のない説明がなされているか。 (2) テレワーク施設の機能向上や付加価値創出による利用者の増加が見込まれる内容であるか。 (3) 関係人口創出及び移住促進につながる効果が見込まれるものであるか。
効果的な事業実施	(1) 補助事業の目標達成度を把握するための指標名及び数値が妥当なものであり、かつ具体的に設定されているか。

	(2) 補助事業に係る経費について、事業目標達成のために妥当な内容・金額となっているか。
実現可能性	(1) 補助事業の実施方法やスケジュールについて具体的に計画されており、かつ客観的に実行可能であると認められるか。 (2) 補助事業実施のための環境（実施体制及び施設等）が整っているか。
中長期的な事業効果	(1) 補助事業実施後の事業展開が具体的に説明されているか。 (2) 補助事業実施後においても、施設利用者の増加や関係人口創出のための取組が継続的に行われると認められるか。

7 質問の受付について

- ・本事業についての質問がある場合は、原則、下記8に記載しているメールアドレスあて、電子メールにより送信してください。（交付要綱や実施要領の内容確認等、軽微なものに関しては電話による問合せも可とします。）
- ・質問に対する回答は、原則、電子メールによる返信にて行いますが、広く周知する必要があると判断した場合は、ふくしまぐらし推進課ホームページにも掲載します。
※掲載先については下記8に記載しているURLのとおりです。
※質問者名は公表しません。

8 申請書類の提出先等

(担 当) 福島県ふくしまぐらし推進課 担当：副主査 加藤

(住 所) 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

(電 話) 024-521-7119

(メール) ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

(県ホームページURL)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/teleworkrikatsuyou.html>